

平成 29 年 7 月 19 日

関係各位:

モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社

東京証券取引所、大阪取引所及び日本証券業協会による処分について

本日、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所及び日本証券業協会が、平成 28 年 12 月 16 日に金融庁が当社に対して課徴金納付命令を課した事案(以下、「本件事案」といいます。)に関して、それぞれ当社に対し処分を行いました。

当社は、本件事案が発生したことを真摯に受け止め、同様の事案が起こらないよう内部管理体制の強化に注力してまいりました。当社は、従前より法令及び行動規範の遵守に深くコミットしておりますが、今般の事態に至ったことは誠に遺憾であり、心よりお詫び申し上げます。

(連絡先:モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社 広報部 03-6836-4590)